「歯科技工所の管理と運営に関わる基本認識について」

歯科技工界を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、これまで歯科技工界を支えてきたベテラン歯科技工士の日常会話に明るい老後を期待する言い種は極めて少ない。平成１７年３月１８日に厚生労働省医政局長より示された「歯科技工所の構造設備基準」は平成２５年４月１日に歯科技工士法施行規則に規定され、「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」は局長通知として新に示されました。

歯科技工所として遵守すべき構造設備基準、及び品質管理に関わる歯科技工録や管理文書（手順書）の作成はこれまでの歯科技工所（歯科技工士）の業務感覚からすると事実上重荷となっています。しかしながら、患者中心の良質な医療を提供する歯科技工所（歯科技工士）として海外委託問題等の現状に思いを馳せると、それら根拠法の規定とその遵守の重要性は否めません。そこで今回、皆さん方とそれらを再確認する機会としてお話させていただきます。

日本歯科技工士連盟
総務理事　秋山 佳弘